

保 存

21 世紀に向けての企業革新と
コーポレート・ガバナンス
—変革のため、早期環境整備を—

2000年 5月

社団法人 関西経済同友会
企業財務特別委員会

1. はじめに

- ◎本格的なボーダーレス・メガ・コンペティション時代の到来
- ◎グローバル・スタンダードの加速と日本不信の増幅→BIG5の警句(レジェンド)問題
- ◎高度経済成長を支えた社会・経済システムの疲弊 ◎少子化・高齢化の急進



- ◎明治維新、第二次大戦に次ぐ「第三の開国」とも言うべき革新の時代の到来
- ◎官・民総力を挙げ「自己責任の下、自由に夢に挑戦できる、多様な知恵の社会」を実現すべき

＜提言の基本的考え方＞

- ・自主独立、自己責任の原則
- ・市場に向かった経営
- ・官依存からの脱却と民の積極参画

2. 日本企業を取り巻く環境変化

(1)ボーダーレス・メガ・コンペティション時代の到来

- ◎東西冷戦構造の終焉
- ◎高度情報化社会の進展



- ・国境を越えた自由な資本移動、技術移転、労働移動
- ・市場、流通の革命的变化(eコマース)

- ・産業競争力の急低下
- ・国、系列、業種を越えた事業再編加速(「優勝劣敗」という市場原理が機能)

(2)グローバル・スタンダードへの調和と日本的経営への不信感の高まり

- ◎市場・企業のグローバル化は、必然的に様々な規範・ルールの一統化や調和を要請
- ◎会計基準の分野でも、国際会計基準(IAS)の骨格作りがほぼ完了、日本も急ピッチで改正
- ◎1999年半ば、世界五大監査法人(BIG5)による「警句(レジェンド)問題」が発生
根底に、日本の会計・監査制度、コーポレート・ガバナンスの曖昧さ、不透明さへの根強い不信感

3. 目指すべき企業変革の方向

(1)絶やまぬコア・コンピタンスの強化と起業家精神の昂揚

- ◎ITの進歩がもたらす経済社会の革命的变化(「体感スピード」を遙かに凌駕)



- ◎絶やまぬコア・コンピタンスの強化が不可欠

- ・キャッチアップ型経営から、自主独創型の事業展開へ早期転換要
- ・新技術・事業構想の早期事業化を可能とする体制整備要(ベンチャー + 既存企業)
- ・柔軟な企業(事業)再編への整備(合併や譲渡、分割、アライアンス等、低コストかつ迅速な再編)

(2)ステーク・ホルダー重視の経営とコーポレート・ガバナンスの再構築

- ◎多様なステーク・ホルダーが要求する多面的企業価値の増大を追求

- ・ボーダーレス化の進展、直接金融へのシフト、「物言う」外国人投資家の増大
→株主重視の経営へ「株式本位制」時代の到来

株価軽視企業は、外国資本のM&Aに飲み込まれかねない

- ・消費者主権、環境意識の高まり、少子化・高齢化時代を迎えての雇用維持問題の存在

- ◎新たなコーポレート・ガバナンスの再構築

- ・経済社会の激変によるビジネス・リスクの多様化・増大に対し、日本企業の内部監査・チェックシステムは旧態依然→無防備なリスク・ギャップの急拡大→リスク・マネジメントの観点からも早急に解決すべき課題

4. 求められる制度改革

(1)競争力回復への体制整備

(a)起業促進制度の整備

制度改革への提言1

- ・産・官・学連携強化へ向け、思い切った規制緩和措置による制度整備推進
- ・日本版エンジェル税制の充実・拡大を通じた新ベンチャー市場(NASDAQ-JAPAN、MOTHERS等)の円滑立上げ
- ・トラッキング・ストック(特定事業部門業績連動株式)の導入

(b)事業再編制度の整備

制度改革への提言2

- ・事業再編関連法(商・証取・税法等)の欧米との早急なイコール・フッティング化
—登録免許税・不動産取得税の軽減措置も喫緊の課題
- ・連結納税制度の導入(本格制度の早期導入と、簡易特別措置の時限適用の検討)
- ・日本版LLC(有限責任組合)の導入

(2)ステーク・ホルダーへのディスクロース強化(透明性の向上)

- ・EVA®、環境会計、人的資源会計(雇用会計)、地域貢献会計等の経営指標としての積極採用

(3)コーポレート・ガバナンスの再構築

(a)監査役監査の充実・強化

制度改革への提言3

- ・監査役権限の拡充、経営からの独立性強化、人員増、スタッフの充実
- ・社外監査役の増員と定義の厳格化、社内監査役の資格強化

(b)CPA監査制度の改善

制度改革への提言4

- ・CPA協会による「ピア・レビュー制度」、「複数監査法人制度」、「コーピング・コンサーンに関する監査意見表明の明確化」等の早期実施
- ・CPA試験制度、監査報酬体系の改革検討

(c)IR活動の強化

- ・積極的IR活動に加え、「情報開示のガイドライン」の策定等、ルール・基準作り等のインフラ整備も必要

(d)レッジ・マネジメントの推進

- ・経営知の共有に向けた普及支援、「日本経営品質賞(社会経済生産性本部)」の法制化等

(4)国際標準制定への参画体制強化

制度改革への提言5

- ・日本企業の英文財務諸表への「警句(レジェンド)問題」の早期解決
- ・常設民間の会計基準設定主体の早期設立
(状況により緊急措置として、現行審議機関の強化、既存機関の利用等も検討)

5. 終わりに

- ◎常識破壊とも言うべき環境変化が日常茶飯に→ますます困難になる企業経営の舵取り



- ◎環境変化に即応しつつ、「商・証取・税法のトライアングル体制」の統合性を有した再構築が必要
- ◎官依存から脱却し、自己責任原則の下、制度改革に積極参画・提言することにより、現下の「第三の開国」とも呼ぶべき企業革新と新秩序形成を成し遂げなければならない

目 次

1. はじめに	2
2. 日本企業を取り巻く環境変化	3
(1) ボーダーレス・メガ・コンペティション時代の到来	
(2) グローバル・スタンダードへの調和と日本的経営への不信感の高まり	
3. 目指すべき企業変革の方向	4
(1) 絶やまぬコア・コンピタンスの強化と起業家精神の昂揚	
(2) ステーク・ホルダー重視の経営とコーポレート・ガバナンスの再構築	
4. 求められる制度改革	6
(1) 競争力回復への体制整備	
(a) 制度改革への提言 1 —— 起業促進制度の整備	
・産・官・学連携強化へ向け、思い切った規制緩和措置による制度整備推進	
・日本版エンジェル税制の充実・拡大を通じた新ベンチャー市場の円滑立ち上げ	
・トラッキング・ストック(特定事業部門業績連動株式)の導入	
(b) 制度改革への提言 2 —— 事業再編制度の整備	
・事業再編関連法(商・証取・税法等)の欧米との早急なイコール・フッティング化	
・連結納税制度の導入(本格制度の早期導入と、簡易特別措置の時限適用の検討)	
・日本版 L. L. C. (有限責任組合)の導入	
(2) ステーク・ホルダーへのディスクロージャー強化	8
(3) コーポレート・ガバナンスの再構築	9
(a) 制度改革への提言 3 —— 監査役監査の充実・強化	
・監査役権限の拡充、経営からの独立性強化、人員増、スタッフの充実	
・社外監査役の増員と定義の厳格化、社内監査役の資格強化	
(b) 制度改革への提言 4 —— CPA 監査制度の改善	
・CPA 協会による「ピア・レビュー制度」、「複数監査法人制度」、「ゴーイング・	
コンサーンに関する監査意見表明の明確化」等の早期実施	
・CPA 試験制度、監査報酬体系の改革検討	
(c) IR 活動の強化	
(d) ナレッジ・マネジメントの推進	
(4) 制度改革への提言 5 —— 国際標準制定への参画体制強化	11
・日本企業の英文財務諸表への「警句(レジェンド)問題」の早期解決	
・常設民間の会計基準設定主体の早期設立	
(状況により緊急措置として、現行審議機関の強化、既存機関の利用等も検討)	
5. 終わりに	12

1. はじめに

戦後、半世紀を経て、日本は大きな試練を迎えている。過去に類を見ない少子化・高齢化の加速や高度成長を支えてきた社会・経済システムの疲弊など、かつての右肩上り神話の陰に隠れていた問題がバブル崩壊と共に一気に顕在化してきた。

加えて、ボーダーレス経済と大競争（メガ・コンペティション）時代の本格的到来が、さまざまな面において国際標準（グローバル・スタンダード）との調和を要請するなか、金融機関をはじめとする大企業の突発的倒産は、日本の諸制度や基準、ひいては日本的組織の持つ不透明さに対する諸外国の不信感を増幅し、日本企業の英文財務諸表への「※警句（レジェンド）問題」に代表される諸問題を惹起するに至っている。

※SEC基準に拠っていない日本企業の英文Annual Reportに「海外の会計基準、監査基準と異なっている

ため、注意が必要」との警句を記載するよう、世界五大監査法人(BIG5)から日本のメンバーファームへ

要請されたもの⁽¹⁾。日本以外に韓国・インドネシア等も対象。 [注](1)は補足資料番号

現在、日本が対応を迫られている変化は、明治維新、第二次大戦に次ぐ「第三の開国」とも呼ぶべき革命的なものである。変化のスピードと、日本の経済力の大きさを考えると、むしろ前二者より対応が難しい面も多いであろう。それは、維新後の富国強兵政策、第二次大戦後の経済成長政策のいずれも、ある意味で先進諸国へのキャッチ・アップを最大の課題として突き進めば良かったのに対し、先進経済大国の一員となった現在では、単なるキャッチ・アップに止まらず、新たなパラダイムや国際標準を自らの手で生み出していくような改革を求められているからである。

しかしながら、明治維新の際も、第二次大戦後も、おおむね10年間で変革への基礎固めを終えている。21世紀初頭には「個人が自己責任の下で自由に夢に挑戦できる、多様な知恵の社会」を実現すべく、今こそ官・民の総力を挙げて取り組むべき時期であり、特に企業は、官への依存体質から脱却し、官の方向付けに積極的に参画・提言を行うと共に、自主独立・自己責任原則の下、新たな市場の変化に立ち向かっていかねばならない。

本提言は、こうした観点に立ち、主として企業財務の分野から、日本企業が目指すべき自己革新の方向と、それを可能ならしめる法制度、基準の整備につき論考するものである。

2. 日本企業を取り巻く環境変化

(1)ボーダーレス・メガ・コンペティション時代の到来

東西冷戦構造の終焉と、その後の資本主義経済圏の拡大は、インターネットに代表される高度情報化社会の進展と相まって、国境を越えた資本移動や技術移転、労働移動をより自由なものとし、グローバルな企業経営を可能とする一方、市場・流通の革命的变化（eコマース）を伴いつつ、国際的な競争を一段と激化させている。

こうした中で、我が国固有の高コスト体質（人件費・物流コスト等）と、新技術・新事業の開発遅れは、日本企業の国際競争力をさらに低下させ、世界レベルの競争力を持たない企業・事業は、「優勝劣敗」という冷徹な市場原理の前に、撤退や縮小を余儀なくされると共に、多くの企業において国・系列・業種の垣根を越えた事業再編が加速している。

(2)グローバル・スタンダードへの調和と日本的経営への不信感の高まり

市場および企業のグローバル化は、必然の帰結としてさまざまな規範・ルールの一化や調和を要請し、製品規格や品質基準、環境問題や省エネルギー対策など、あらゆる領域において国際標準が制定されつつある。

企業会計の分野においても、世界の資本市場での相互乗り入れ実現に向けた国際会計基準(IAS)の骨格作りがほぼ完了しており、我が国でもその動向を踏まえ、①国際的な比較可能性の向上、②透明性の向上、③開示の質的向上を目指し、連結重視や発生主義(退職給付会計)、時価主義(金融商品会計)の導入などを柱とした一連の会計基準の改定作業が急ピッチで進んでいる⁽²⁾。

しかしながら、こうした改定作業が進められているさなか、1999年半ばに突如として前述の「警句(レジェンド)問題」が発生したのである。この問題の根底には日本の会計制度や監査制度、さらにはコーポレート・ガバナンスの持つ曖昧さ、脆弱さ、不透明さに対する諸外国の根強い不信感があると考えられ、そうであれば、現在検討中の「固定資産の減損会計」や「※ゴーイング・コンサーン規定の明確化」を含め、この2～3年のうちには国際基準をみたすものになると思われる我が国会計制度の抜本的見直し^③も、各国の信を得るまでには至らず、依然として警句問題を引きずったままとなることが強く懸念される。

※企業の将来の継続可能性[含キャッシュ・フロー]に対するCPAの意見表明の明確化。

3. 目指すべき企業変革の方向

(1) 絶ゆまぬコア・コンピタンスの強化と起業家精神の昂揚

ITの進歩がもたらしつつある経済社会の変化は、正に革命的なものであり、我々が感じている「体感スピード」をはるかに上回るものである。eコマースの急速な普及は、商流や物流、研究開発や財・サービスの提供など、あらゆる分野で「市場」の概念を根本からくつがえす奔流となるであろう。こうした中で、日本経済あるいは日本企業が競争力を回復し、活力を維持し続けるためには、絶ゆまぬコア・コンピタンスの強化が不可欠であり、これまでのキャッチ・アップ型の経営から自主独創型の事業展開への早期転換を図らなければならない。

そのためには、新技術の開発や新たな事業構想の芽を育成し、迅速かつ円滑に起業(事業化)に結びつけられる体制を、ベンチャー支援だけではなく、資本や経営資源の大半を保有する既存企業内においてこそ整備すべきである。また、企業組織・形態面では、グローバル経営を最も効率的に推進しうるよう、合併や譲渡、事業分割やアライアンスなどを通じ、時々刻々変化する事業環境に即応した変革を絶えず実行できる体制を自ら構築していかなければならない。

(2)ステーク・ホルダー重視の経営とコーポレート・ガバナンスの再構築

戦後、長期にわたって続いた右肩上り成長の終焉と、ボーダーレス化の進展は、日本企業の経営に大きな変化をもたらしつつある。企業の資金調達が間接金融から資本市場よりの直接調達に大きくシフトした結果、投資家、特に海外の機関投資家の影響力が増大すると共に、「企業価値」の概念も大きく変化してきている。

日本でも情報通信関連の成長企業の株価が昨年一年間で数十倍にも高騰し、また、株式交換制度の制定等を契機として、高株価企業による低株価企業への M&A やコア・ビジネス上場子会社の完全子会社化の増加が予想されるなど、「株式本位制」とも呼ぶべき時代を迎えており、企業としても資産価値を反映し、かつそれを向上させるような利益水準や株価の確保、並びに格付等も意識した「株主重視の経営」が先ず求められているのである。

また、インターネットの急速な普及が消費者の選択肢を飛躍的に拡大させた結果、これまでのサプライ・サイドの経営からデマンド・サイドに軸足を置いた経営への転換が必要となっている他、環境意識の高まりや少子化・高齢化時代を迎えての雇用維持問題など、企業経営は株主以外のさまざまなステーク・ホルダーが要求する多面的な企業価値の増大をも常に念頭に置いて推進しなければならない。

加えて、経済社会の激変が、トップダウン型の迅速な経営判断を要請すると同時にビジネス・リスクの多様化や質・量両面におけるリスク増大を引き起こしている一方、日本企業の内部監査・チェックシステムは、旧態依然としており、無防備なリスク・ギャップが急拡大している。このことは、経営者自らの問題として、早急に解決すべく率先して取り組み、新たなコーポレート・ガバナンスを再構築しなければならない。

4. 求められる制度改革

(1)競争力回復への体制整備

低下した日本企業の競争力を回復させ、新たな活力を生み出すためには、企業の自助努力は当然のこととして、①起業を迅速かつ円滑に可能ならしめる体制、②企業価値を減損させずに合併・分割等の事業再編が可能となる制度を整備すべく、国家レベルでの制度改革が不可欠である。

(a) 起業促進制度の整備

制度改革への提言 1

- ・産・官・学連携強化へ向け、思い切った規制緩和措置による制度整備推進
- ・日本版エンジェル税制の充実・拡大を通じた※新ベンチャー市場の円滑立ち上げ
(※ NASDAQ-JAPAN、MOTHERS 等)
- ・トラッキング・ストック(特定事業部門業績連動株式)の導入

起業促進のためには、産・官・学の連携、とりわけ新時代を担う学生・若手研究者の参画が重要であるが、日本においては法人格をもたない国立大学が契約主体となれないことや、兼業規制問題、特許権の帰属問題(企業が利用しにくい)などの障壁が存在し、自由な連携を妨げていることから、「産業技術力強化法」をはじめ思い切った規制緩和策の早期推進が必要である⁽⁴⁾。

税制面においても、優遇税制の対象が研究開発型企业に限定されていること、キャッシュ・ロスが一般所得と通算できないこと、休眠状態にあるリビング・デッド株式の評価損を計上できないこと、ベンチャー企業へ再投資する際に譲渡益課税を繰り延べる制度がないこと、などの問題が存在する⁽⁵⁾。新たなベンチャー資本市場である NASDAQ-JAPAN や MOTHERS を円滑に立ち上げ、インターネットや情報通信関連、バイオ・サイエンス等の成長分野を中心にアントルプルナーの裾野を幅広いものに拡

大すべく、これらの問題を早期に解決することが望まれる。

また、既存企業が多角的に起業を展開する際の資金調達方法を多様化する観点から、社内分社形式での優先株的な上場形態であるトラッキング・ストック(特定事業部門業績連動株式)⁽⁶⁾の導入なども有効であり、早期導入が望まれる。

(b) 事業再編制度の整備

制度改革への提言 2

- ・ 事業再編関連法(商・証取・税法等)の欧米との早急なイコール・フッティング化
—登録免許税・不動産取得税の軽減措置も喫緊の課題
- ・ 連結納税制度の導入(本格制度の早期導入と、簡易特別措置の時限適用の検討)
- ・ 日本版 L.L.C.(有限責任組合)の導入

企業が事業環境の変化に即応し、効率的経営を進めるには、いつでも自由に、企業価値を極力減損させずに自らの組織・形態を変えられることが必要である。この点に関しては、97年の商法改正により「合併」⁽⁷⁾に関する手続きが簡素化されて以降、99年には「株式移転による純粋持株会社の設立」や「株式交換による完全子会社化」⁽⁸⁾が可能となり、「会社分割」⁽⁹⁾についても一定の範囲で検査役調査等の煩雑な手続きなしに、かつ税制面でも譲渡益を繰り延べた上で実現可能となる方向に進みつつある。しかしながら、会社設立時等に課せられる登録免許税や不動産取得税の負担は依然大きく、この軽減措置が是非とも必要である⁽¹⁰⁾。

また、これら一連の法改正は、連結納税制度⁽¹¹⁾の導入により、組織形態の自由な選択に対する税の中立性が確保されることでその実効性が高まるものである。したがって、連結納税制度の導入が先送りされたことは、企業の構造改革への意欲をそぐことにもなりかねないため、2002年度には本格的制度を導入すべく、必要となる税体系の抜本的な再構築を早急に進めなければならない。同時に、それまでの間、新規事業の分社化等、待ったなしの事業再編を進める上で必要な所得通算手段を確保するた

め、例えば下記のごとき極めて簡易な特別措置の時限適用(2001年度)も考えられる。

- ・ 産業再生法等に基づく事業再編と認定された新設の100%子会社だけを対象とし、子会社の欠損金を親会社の所得と通算する(親会社による合算申告)。
- ・ 税務上の計算規定は親会社と同一基準で計算し、内部取引に伴う損益の消去は重要性の大きなものに限定する。
- ・ 適用は国税のみとし、地方税は従来の方法で個別に計算する。

また、連結納税制度を補完するものとして、出資者が、每期損益を取り込むことのできる日本版※L.L.C.(有限責任組合)の導入も望まれる。

※Limited Liability Company。株式会社の「有限責任」と、組合の持つ「出資者が自らの所得と合算納税」できるメリットを備えた組織形態。赤字の場合、出資者の税額を同一年度で軽減可能。新規事業・研究開発事業等の立ち上げに有効。日本の現行の匿名組合制度では、出資者は事業に関与出来ない。

(2) ステーク・ホルダーへのディスクロース強化

企業の透明性を高める上でも、多様化するステーク・ホルダーに対し適切な情報開示を行うことが重要となっている。したがって、制度開示以外にも投資家が注視するEVA[®](※1)や環境問題の高まりから普及しつつある環境会計(※2)、さらには、例えば人的資源会計(雇用会計)や地域貢献会計といった新たな企業価値概念に関する情報⁽¹²⁾を前向きにディスクロースし、経営目標として定めている姿勢を世界に示すことが必要となってきたと思われる。

(※1)経済付加価値。税引後営業利益から時価ベースでの資本コストを引くことにより計算。投資家の期待を上回る価値を創造したか否かの指標であり、企業価値に直結。(EVA[®]:スタン・スチュアート社の登録商標。)

(※2)環境に関する会計情報の提供(記録、測定、伝達)のツール。90年代初頭の、地球環境問題顕在化による、経済社会の環境配慮型、循環経済型への転換必要性の認識の高まりにより発展。

(3) コーポレート・ガバナンスの再構築

リスク・ギャップの拡大と共に、企業活動の遵法性の検証が従来よりも難しくなっているが、それ以上に難しさを増しているのが業務遂行プロセスの妥当性チェックである。したがって、増大するビジネス・リスクを極小化すると同時に、企業の透明性を高め日本企業に対する国際社会からの信頼を取り戻すためにも、経営者自らが率先してコーポレート・ガバナンスのあり方を抜本的に見直し、執行役員制度や社外取締役制度の導入など意思決定機関の改革と併せ、次のような制度改革を行うことが急務となっている⁽¹³⁾。

(a) 監査役監査の充実・強化

制度改革への提言 3

- ・ 監査役権限の拡充、経営からの独立性強化、人員増、スタッフの充実
- ・ 社外監査役の増員と定義の厳格化、社内監査役の資格強化

「内なるコーポレート・ガバナンス」の見直しとしては、監査役監査制度の強化が先ず必要である。国内のみならず、海外を含めた関係会社にも対象を拡げ、適法性監査に加え、妥当性監査にも踏み込むべきであり、そのためには、監査役の権限強化と定員増、さらには監査スタッフの充実が必要である。また、監査役は経営トップに対し「物言える人」でなければ本来の機能を果たせないため、任命プロセスにおける経営からの独立性確保が重要である。社内監査役の場合、例えば代表取締役経験者等、資格を考慮する必要がある、さらには、社外監査役の増員と定義の厳格化(過去、関係会社を含め関連当事者でなかったこと等)も検討すべきである。

(b) CPA 監査制度の改善

制度改革への提言 4

- ・ CPA 協会による「ピア・レビュー制度」、「複数監査法人制度」、「ゴーイング・コンサーンに関する監査意見表明の明確化」等の早期実施
- ・ CPA 試験制度、監査報酬体系の改革検討

日本における CPA 監査は、監査法人と企業の組み合わせが長期間継続し、緊張を欠いたものとなりがちである。したがって、少なくとも監査担当者の配置替サイクルや通算担当期間の制限を強化する必要がある。また、異なる監査法人もしくは CPA 協会が監査プロセスをチェックする「ピア・レビュー制度」の充実強化や、例えば「複数監査法人制度」といった制度の検討も望まれるし、監査の効率化・質的向上の観点から CPA 試験制度や監査報酬体系の見直し論議も不可欠である。加えて、現在、検討が進められている「ゴーイング・コンサーン(企業の存続可能性)」に関する監査意見表明の明確化が重要である。

(c) IR 活動の強化

「外なるコーポレート・ガバナンス」として、現在では、むしろガバナンスの主役となっているのが機関投資家である。企業は、機関投資家の厳しい目を受けとめ、その適正な評価を得ることが経営全般に関するチェックとなることから、アナリスト等に対する積極的な IR に注力すべきである。具体的には、投資家に対する情報開示を積極的に推進する上での法律、会計面での問題点を抽出・検討し、情報開示のガイドラインとしてのルール、基準作り等、インフラ整備も必要である。

(d) ナレッジ・マネジメントの推進

併せて、個々人の頭の中に眠っている知識・ノウハウを組織全体で吸い上げ、「組織知」として結集することにより、経営効率化に資するため、ナレッジ・マネジメントを推進することも重要である。多民族国家である米国の 90 年代の高成長の要因の一

つに、IT を活用したナレッジ・マネジメントの普及があると言われている。連結経営時代にあって、組織知の輪を連結ベースで拡げていくことが国際競争に打ち勝つ上で必要であり、情報ネットワークの整備を追い風に、新たなコーポレート・ガバナンスの重要なツールとして充実強化すべきである。

(4) 国際標準制定への参画体制強化

制度改革への提言 5

- ・ 日本企業の英文財務諸表への「警句(レジェンド)問題」の早期解決
 - ・ 常設民間の会計基準設定主体の早期設立
- (状況により緊急措置として、現行審議機関の強化、既存機関の利用等も検討)

さらに、重要なことは、日本として国際標準制定に積極的に参画することである。前述の日本企業の英文財務諸表に対する警句問題も、日本側の自己改革が適切に情報発信されていたとした場合、BIG 5 の強硬さも少しは変わったものであったかもしれない。その意味で、今後については、日本の取り組み内容や方向性についてのアカウンタビリティが極めて重要となってくると共に、我が国の国情・歴史・文化等を踏まえた国際標準の制定に向け、積極的に参画し、イニシアティブをとっていくことが必要となっている。

企業会計の分野では、IASC(国際会計基準委員会)組織が各国の会計基準設定主体(機関)を中心としたものに編成替えされる予定であるが⁽¹⁴⁾、近年、IASC においては米国の発言力が強まる一方、我が国のそれは著しく弱まってきている。企業会計は経営そのものを規定する主要な制度インフラであり、一国の産業競争力に大きな影響を与えるものであるだけに、新 IASC のメンバーに日本代表を何としても送り込むため、主要国の中で我が国のみが常設の会計基準設定主体を持たない現状を早急に改善しなければならない。設定主体については、大きな流れとして独立性・透明性を備えた民間機関

が望ましく、会計基準の法制化プロセスや資金負担方法などの問題を解決し、早期設立を図ることが喫緊の課題である。また、本問題の重要性を勘案すれば、IASCの動向等により、状況に応じ緊急暫定策として現行審議機関の強化や、既存機関の利用等も検討すべきである。いずれにしろ、政府・CPA協会・産業界それぞれが取り組みつつある力を結集し、三位一体となって解決に当たらなければならない。

5. 終わりに

企業経営の舵取りが、今後ますます難しいものになってくることは疑うべくもない。常識破壊とも言うべき環境変化が日常茶飯的に生じるであろうし、ボーダーレス化の一層の進展は、租税条約や移転価格税制など既存の枠組みを飛び越え、例えば世界連結納税制度といったものを現実ならしめるかもしれない。日本の企業会計においても、「商法・証券取引法・税法のトライアングル体制」の調和を図りつつ変化に即応していかなければならず、とりわけ企業の事業再編に大きな影響を及ぼす税法の本格的な再構築が急務となっている。しかしながら、こうした環境変化や課題に対し、官・民の総力を挙げて取り組めば必ずや道は開け、日本経済の活力が維持され、ひいては個々人の生活が豊かに改善されるはずである。そうあるためにも、我々は官への依存体質から脱却し、自己責任の原則の下、新たな法・会計制度や基準の整備について、官の方向付けに積極的に参画・提言していくことにより、現下の「第三の開国」とも呼ぶべき企業革新を成し遂げ、新たな秩序を形成していかなければならない。

以　上

1. Statement on Accounting Principles and Auditing Standards

(警句の邦訳)会計原則と監査基準について

This statement is to remind users that accounting principles and auditing standards and their application in practice may vary among nations and therefore could affect, possibly materially, the reported financial position and results of operations. The accompanying financial statements are prepared based on accounting principles generally accepted in Japan, and the auditing standards and their application in practice are those generally accepted in Japan. Accordingly, the accompanying financial statements and the auditors' report presented above are for users familiar with Japanese accounting principles, auditing standards and their application in practice.

各国で採用されている会計原則や監査基準とその適用はそれぞれの国によって異なっているものと思われます。

そのことが、財政状態や経営成績の表示に大きな影響を与えることもありますのでご留意下さい。

添付の財務諸表は、日本で一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、監査基準とその適用方法も日本で一般に認められているものです。

添付の財務諸表と上記監査報告書を利用する方々は、日本の会計原則、監査基準とその適用方法を十分に理解して下さい。

2.企業会計の動向

①国際的な比較可能性の向上

[時価会計] <有価証券(2000年度より適用:持合株式は2001年度)>

	売買目的の株式	関係会社株式	その他(持合株式)
現行基準	原価法	原価法	原価法
新基準	時価法	原価法	時価法
評価損益の取扱	P/Lで損益認識	—	評価損益は資本直入、評価損はP/L計上可

[税効果会計]連結・単体とも導入(99年度より)

[研究開発費]企業の任意性を排除し、すべて発生時処理(99年度より)

ソフトウェア会計も明確化(取得形態別→制作目的別)

②開示の透明性向上

[連結範囲] 形式基準(議決権割合)→「実質支配力基準」(人事・資金等考慮)(99年度より)

[年金会計] 発生主義へ統一(2000年度より、強制適用は2001年度)

③開示の質的向上

[中間連結] 単体同様、中間連結財務諸表の公表義務づけ(2000年度より)

[連結C/F] 連結ベースでの作成義務づけ(99年度より)

3.日本基準とIAS・SECとの主な差異

	日本の新基準	IAS	SEC
棚卸資産の評価	原価法 or 低価法 (著しい下落 →強制評価減)	低価法(洗替)	低価法(切放し)
年金会計の数理 計算上の差異 認識	発生期 or 翌期 から損益認識	差異が PBO・年金資産のいずれか大きい方の 10%を超えるまで損益認識不要 (回廊アプローチ)	
有価証券の評価	原価法→時価法	時価法	時価法
合併時の引継 (被合併法人 →合併法人)	節税のため多くは 簿価引継	多くは時価引継	多くは時価引継
固定資産の 減損会計	現在検討中※	簿価を回収できない場合、評価減	

※残された課題として「ゴーイング・コンサーン規定(企業の将来の継続可能性
に対するCPAの意見表明)」の明確化および「固定資産の減損会計」
について、企業会計審議会で検討中

4.産・官・学連携推進上の課題

①国立大学の法人格取得問題

- ・「大学等技術移転促進法(98/8)により※ TLO 設置可能となったが、国立大学は、法人格が無く、契約主体となれないため、TLOの学内設置が不可能(学内敷地の貸与契約の締結不可)であった」



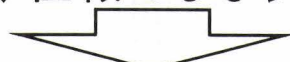
「産業技術力強化法(2000/4 成立)」で、「TLOの学内無償設置を可能(国立大学敷地の無償使用可能措置)」に

→早期に実効があがるような運営体制の整備要

※大学の技術研究成果を特許制度等の活用により民間業者に移転し社会での有効活用を図ると共に、その対価を大学に還流し大学研究の進展を図るもの

②兼業規制緩和問題

- ・「国立大学の教員は、兼業禁止規定により、在職のまま民間企業の役員就任は、不可」



「産業技術力強化法(2000/4 成立)」で、「国の技術の事業化を目的に(一定の条件下で)企業の取締役にと就任することや社外監査役となること認める」ことに→完全規制緩和の検討要

③特許権の国立大学帰属問題

- ・「現状、国費に基づいた研究成果は原則として国有特許」
公共性の観点から特定企業が独占的に使用するには、文部省を通じた煩瑣な手続き要
また、大学教官に帰属させるには、特許権発明に至るまでの研究費等の問題が発生



政府は、2001年度から独立行政法人に移行する国立研究所等が特許を取得する際、所有権を認め、また、将来国立大学が独立行政法人に移行する時も同様の措置をとる方針

5.日米エンジェル税制の比較

	日本	米国
対象	研究開発型ベンチャー企業(設立から 5年以内(※1)で、試験研究・開発費の売上高に占める割合が 3%以上の会社)	ほぼ全てのSmall Company(払込資本総額100万ドル以下で、総収入に占めるロイヤリティ、賃貸料、配当、利子、有価証券売買益が50%未満の会社)
キャピタルゲイン	特になし。 (但し、全ての未公開株式について、公開前 3年超保有し、公開日後 1年以内に売却の場合は、50%非課税(※2))	投資から5年以上経過の場合は50%非課税(株式投資額の10倍又は、1000万ドルが上限)。 60日以内の再投資は課税繰延。
キャピタルロス	当年度の譲渡益と通算し、ロスが残れば翌年以降3年間の繰越可。 (未上場の場合は、現実的には取引困難)	5万ドル(夫婦共同申告なら10万ドル)を限度に通常所得との通算可。限度以上のロスは、毎年3000ドルまでキャピタルロスとして使用でき、残額は無制限に繰越可。 (未上場株の取引あり)
紙切れ化 (清算/破産)	清算完了もしくは破産宣告の時点で損失として認識。 扱いは上記キャピタルロスの扱いに準じる。	清算完了もしくは破産宣告の時点で損失として認識。 扱いは上記キャピタルロスの扱いに準じる。
休眠状態 (リビング・デッド)	特になし。	税務上無価値であると認められた時点で損失として認識。 扱いは上記キャピタルロスの扱いに準じる。

「2000年度税制大綱」において、平成12年4月より以下の項目が追加される

(※1)個人が投資したベンチャー企業の株式(2000年度から2004年度迄に取得し、公開前3年超保有のものに限る)について、株式公開後1年以内に売却した場合の譲渡益を1/4まで圧縮(譲渡益の75%非課税)

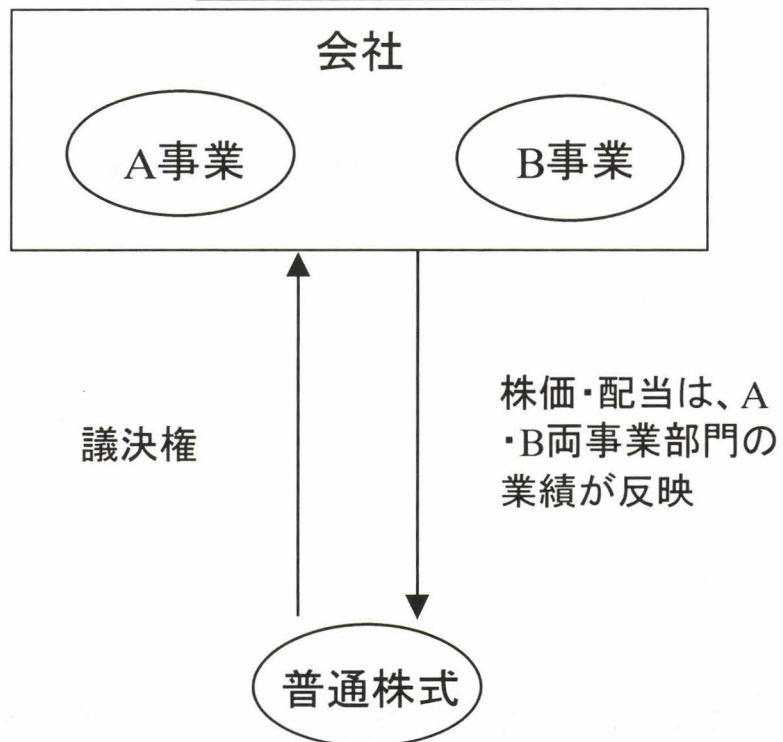
(※2)現行の「株式譲渡損失の特例措置」(キャピタル・ロスを一定の場合、翌年以降3年間の繰越控除が可能)と(※1)の選択措置可。これにより損失・利益いずれかが生じた場合でもエンジェル税制利用可能

6.トラッキング・ストックについて

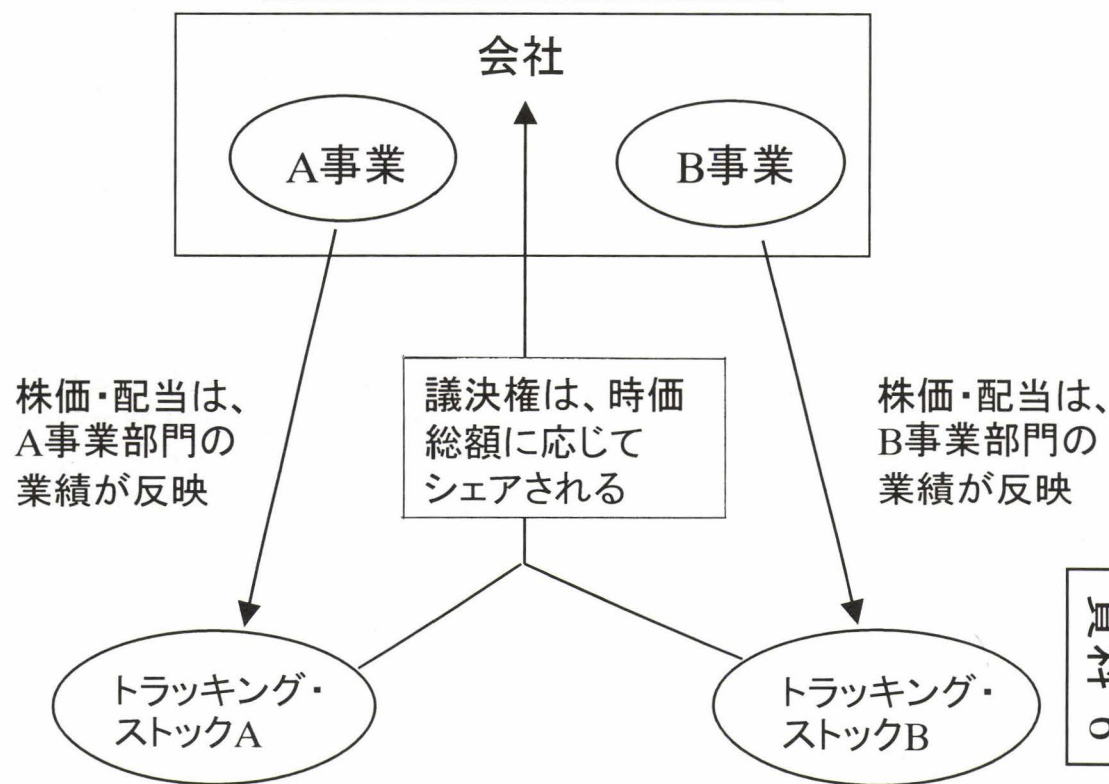
<目的>

- ・高成長事業に関する情報を、株式発行を通じて市場に提供する事により評価を上昇
- ・資本調達の機動性を高め、買収等の戦略的な可能性に応える事を可能
- ・経営の立場から、一つの連結企業体として、財務、税制、オペレーション及び戦略上のベネフィットを維持したまま機動的な資金調達を可能等

普通株式の構造

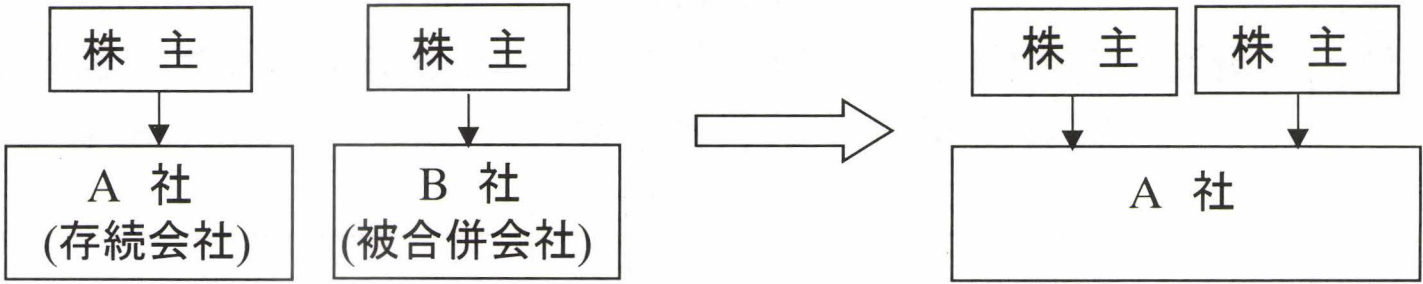


トラッキング・ストックの構造



7.合併制度について

(1)合併のパターン



(2) 97年商法改正概要

①手続きの合理化

- (合併前の総会)・株主総会の特別決議 → 簡易合併制度(一定条件下で、総会決議不要)
- (合併後の総会)・報告・創立総会の廃止
- (債権者保護) ・官報＋定款所定の新聞で広告した場合、個別催告不要

②開示強化 ・合併契約書、合併比率理由書、損益計算書の備置書類への追加等

③独禁法規定 ・公正取引委員会への届出審査 → 一定規模以上の合併のみ

(3) 税制上の課題

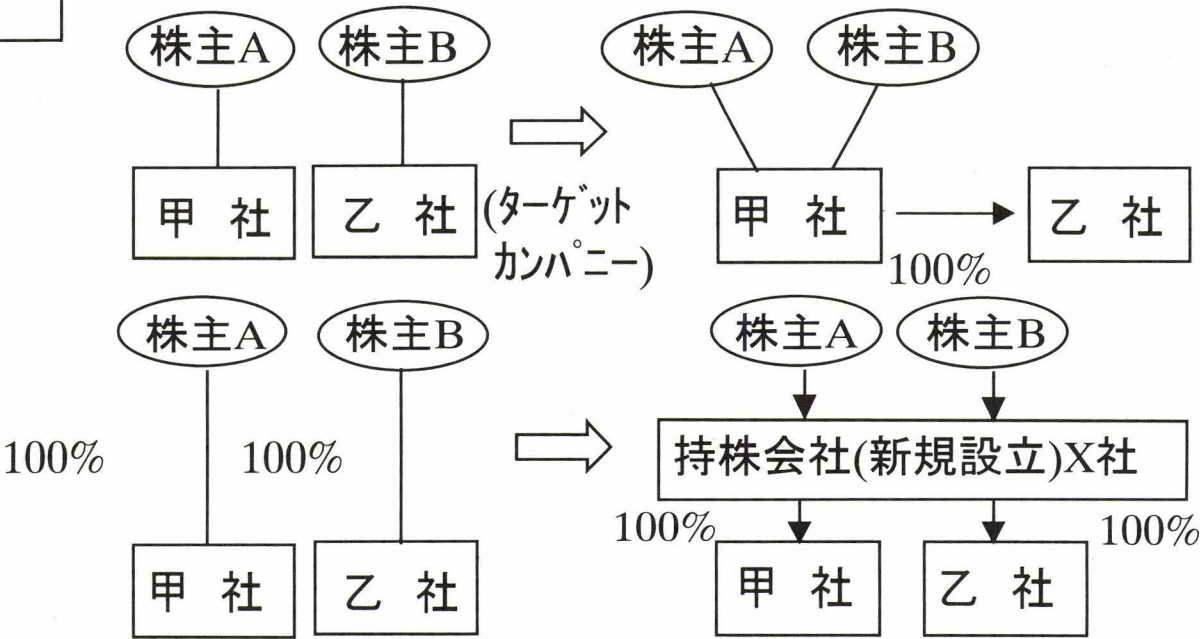
<合併税制の日米比較>

			日本	米国
課税	消滅法人	消滅法人 消滅法人の株主	清算所得課税 見なし配当課税	なし 合併交付金のみ譲渡益 又は見なし配当課税
	存続法人		資産評価益計上 の場合は課税	なし
繰越欠損金の引継			不可	原則可能

8.株式交換・移転制度について

(1)交換・移転のパターン

- ①完全子会社化
(株式交換: M&A型)
- ②持株会社設立
(株式移転)



(2)持株会社設立手法比較

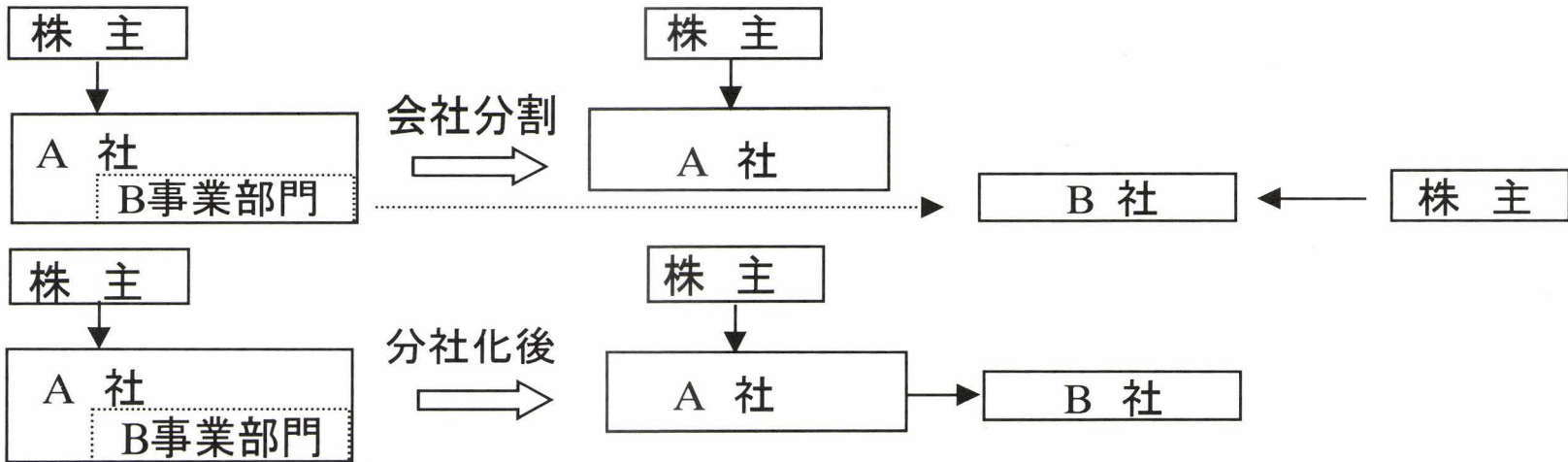
	(改正商法)株式移転方式	(従来)抜け殻方式
100%株式取得	取得可能	取得可能
手続	株主総会の特別決議要 簡易交換(一定条件下で総会決議不要)	株主総会の特別決議要 権利義務の個別移転要
検査役調査	不要	必要
資金調達	不要	不要
税制	課税繰延(一定条件下) 新会社設立・増資等による登録免許税	資産譲渡会社に譲渡益課税 登録免許税、不動産取得税課税 消費税課税

9.会社分割・分社化制度について

(1)会社分割・分社化のパターン

①会社分割

②分社化



(2)会社分割手法比較

	会社分割	(現行商法)
手続	株主総会の特別決議要 簡易分割(一定条件下で総会決議不要) 権利義務の包括承継可	株主総会の特別決議要(営業の重要な一部譲渡の場合) 権利義務の個別移転要 株主までの会社分割不可
検査役調査	不要	必要
税制	株式交換制度と同様、課税繰延(一定条件下)等の特例が設定される可能性大)	資産譲渡会社に譲渡益課税 登録免許税、不動産取得税課税 消費税課税

10-1.主要国の事業再編税制の比較（法人税＜キャピタル・ゲイン課税の繰延べ＞）

各国において前提条件等がある。

	①株式交換	②株式移転	③会社分割	④分社化	⑤合併	⑥J/V
日本	○	○	*1	○	○	×
米国	○	○	○	○	○	○
英国	○	○	○	○	○	×
フランス	○	○	△	△	△	△
カナダ	○	○	○*2	○	○	○

○…一定の条件の下では繰延べ

△…原則不可だが、特例措置によれば繰延べ

*1 検討中

*2 株主に課税あり

10-2.主要国の事業再編税制の比較（法人税以外の課税 <モデル・ケース>）

以下は下記前提ケースでの税負担額の概算、実際に取引を行った場合の税額とは必ずしも一致せず、又、各国の各税目について課税が免除されるためには一定の要件があるが、すべてこれらの要件を満たすものと仮定

（単位：百万円 [相当の外貨額]）

	①株式交換	②株式移転	③会社分割	④分社化	⑤合併	⑥J/V
日本	2.2	6.6	16.4	16.4	2.9	17.2
米国	6.0	11.0	0	0	0	6.0
英国	0	0	0	0	0	*
フランス	0.1	0	0.1	0.1	0.1	0.2
カナダ	0	0	0	0	0	0

* VATが課税される場合あり

前提

A社（単位は百万円 [相当の外貨額]）

総資産=1000、現金=100、不動産（簿価）=300、不動産（時価）=500、その他資産=600

負債=600、資本=400、株式時価総額=800

B社

総資産=500、現金=100、不動産（簿価）=200、不動産（時価）=300、その他資産=200

負債=300、資本=200、株式時価総額=400

	①株式交換	②株式移転	③会社分割	④分社化	⑤合併	⑥J/V
日本						
登録免許税	1.4	4.2	※ 16.4	※ 16.4	2.1	※ 16.4
印紙税	0.8	2.4	-	-	0.8	0.8
米国						
不動産取引税	6.0	11.0	-	-	-	6.0

※登録免許税（会社設立等：資本×7/1000、不動産譲渡：不動産価額×50/1000）

11-1.連結納税制度の概要

(1)制度の特徴

- ・親子会社の所得を通算し、グループとして課税額を確定
- ・グループ内に赤字会社があれば、税額軽減効果あり

(2)所得通算型と損益振替型

- ・連結納税制度には、所得通算型と損益振替型の2方法
- ・**所得通算型** 連結対象企業グループに属する個別企業の損益を通算した所得に対し課税
- ・**損益振替型** 個別企業の損益を他の個別企業に振替え、振替後の所得に対して課税

<所得通算型と損益振替型の比較>

	所得通算型	損益振替型
利益の移転	実施せず	実施
納税者	親会社	個別会社
納税額	概ね同額となる(連結修正により差異発生)	
配当可能利益	損益振替型より多い	所得通算より少ない
適用国	米国、フランス	ドイツ、イギリス

11-2.主要国の連結納税制度の比較

	連結納税型(所得通算型)制度		個別損益振替型制度	
	米国	フランス	英国(グループ・リリーフ制度)	ドイツ(機関制度)
連結の範囲	80%以上国内会社	95%以上国内会社	75%以上国内会社	50%超国内会社 国内登記外国会社
適用	任意	任意	任意	任意
子会社の加入	該当全子会社	任意加入	任意加入	任意加入
適用期間	継続適用	5年間(更新可)	規定なし	5年間以上(更新可)
事業年度の統一	要	要	不要	不要
会計基準の統一	不要	不要	不要	不要
未実現損益の消去	すべて	固定資産譲渡 (棚卸は通常非消去)	簿価取引で 損益未発生	-
納税義務	個別会社(親会社は 代理人)	親会社(子会社 は連帯責任)	個別会社	個別会社(振替 後所得)
少数株主保護	規定なし(私的 自治に委ねる)	規定なし(私的 自治に委ねる)	規定なし(私的 自治に委ねる)	利益移転契約に おいて保護条項 を設ける
制度の特徴	最も理論的 但し、複雑で 実務負荷大	米国型に近いが 全体として簡素	柔軟性あり 但し、我が国税制が 米国型を範として構築 されてきた経緯から、 馴染みにくい面あり	英国型と同様

11-3.我が国における連結納税制度の提言比較

	経団連所得通算方式 (H8.3)	経団連損益振替(税額合算)方式 (H10.12)	租研中間報告 (H10.10)
連結の範囲	100%株式所有の 国内子会社に限定	100%株式所有の 国内子会社に限定	持株割合100%(間接保有含) の国内子会社に限定
制度の運用	個別・連結申告の任意 選択制、一旦選択した 場合、5年程度継続適用要	個別・連結申告の任意 選択制	一定期間継続適用を要件に 任意選択、連結申告取止め る時、事前届出要
会計年度・会計基準の統一	経済一体性、制度の簡便性 を考慮し、会計年度は統一	経済一体性、制度の簡便性 を考慮し、会計年度は統一	会計基準(方法)の統一は 必要でない。
内部取引の扱い	連結会社間の資産の売買に よる未実現利益については、 土地・有価証券等に限って 消去	親子会社間の不動産・有価 証券取引に伴う利益は、未 実現利益として、課税を繰延べ	内部取引は、未実現損益と して、連結所得計算の中で 消去するのを原則とする
繰越欠損金の扱い	制度適用以前の繰越欠損金 は、個別ベースのみで控除可 能、制度適用後に発生した 繰越欠損金は、連結ベースで 控除可能	欠損金の繰越控除は、親会 社が実施し、繰越控除後も 親会社が発生会社別に管理	欠損の繰越控除、繰戻しに よる還付は、連結ベースで行う 個々の会社の繰越欠損金は 個別企業ベースのみで控除可 能とし、繰越欠損金の使用 を制限
地方税	法人住民税、事業税の地方 税は、連結納税制度の下で 計算	地方自治体間の損得問題の 他、制度が複雑となるため、 従来通り個別会社ベースの 申告、納税とし連結納税を 行わない	法人住民税の法人割額は、 連結納税額をベースに計算

12.新たな企業価値概念に関する情報

①環境会計

- ・既に多企業が開示、各企業の環境特性は明解だが、開示基準がないため比較可能性無し
- ・昨年3月、環境庁が「環境保全コストの把握および公表に関するガイドライン」発行
- ・昨年末、日本公認会計士協会が「環境会計に対する基本的考え方」を発表



ある程度フレームワークは成立、今後もう少し細かな会計計算方法等も規定されていくと推定

②人的資源会計

- ・人の採用・募集、教育に対する多額の投資による効果は多年度に亘り、その支出は繰延資産のように一時資産計上し数年に亘って費用化できるとの観点から論議
- ・しかし、日本も今後は雇用の流動化が加速すると推定、将来に亘る効果の発生は疑問視



今後は、「コーポレート・ガバナンス」の観点から従業員及び退職者の関心事に重点
具体的には、給与、賞与、退職一時金、年金等に対する企業の支払能力の有無、
インセンティブ、企業の継続性、リストアの従業員への影響等に関する情報等

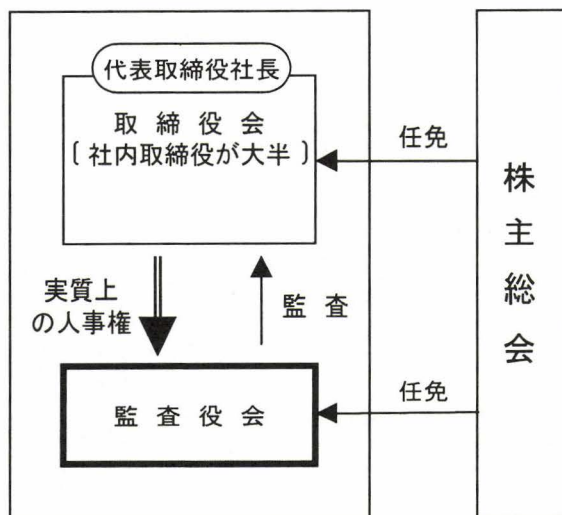
③地域貢献会計

- ・対象が二種

消費者： 商品・製品・サービスに関する情報の格段の充実(コストに関する情報の開示等)
地域社会： 地域住民の雇用度、自治体の税收への寄与度、地域への経済的波及効果等

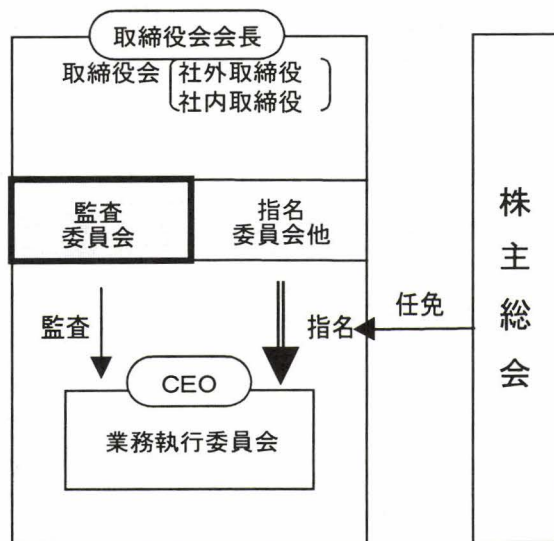
13-1.コーポレート・ガバナンス構造の国際比較

日本型



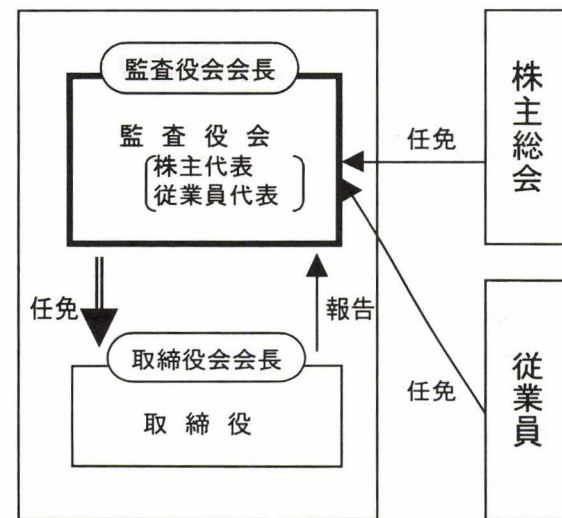
同一会社で取締役と監査役の兼務はできない。

米・英国型 〔フランス単層構造株式会社〕



取締役会会長とCEOは同一人物が兼務することが多い。

ドイツ型 〔フランス2層構造株式会社〕



同一の会社で監査役会と取締役会のメンバーを兼務することはできない。

13-2.コーポレート・ガバナンス構造の国際比較

会社経営をチェックする国際な2つの流れ

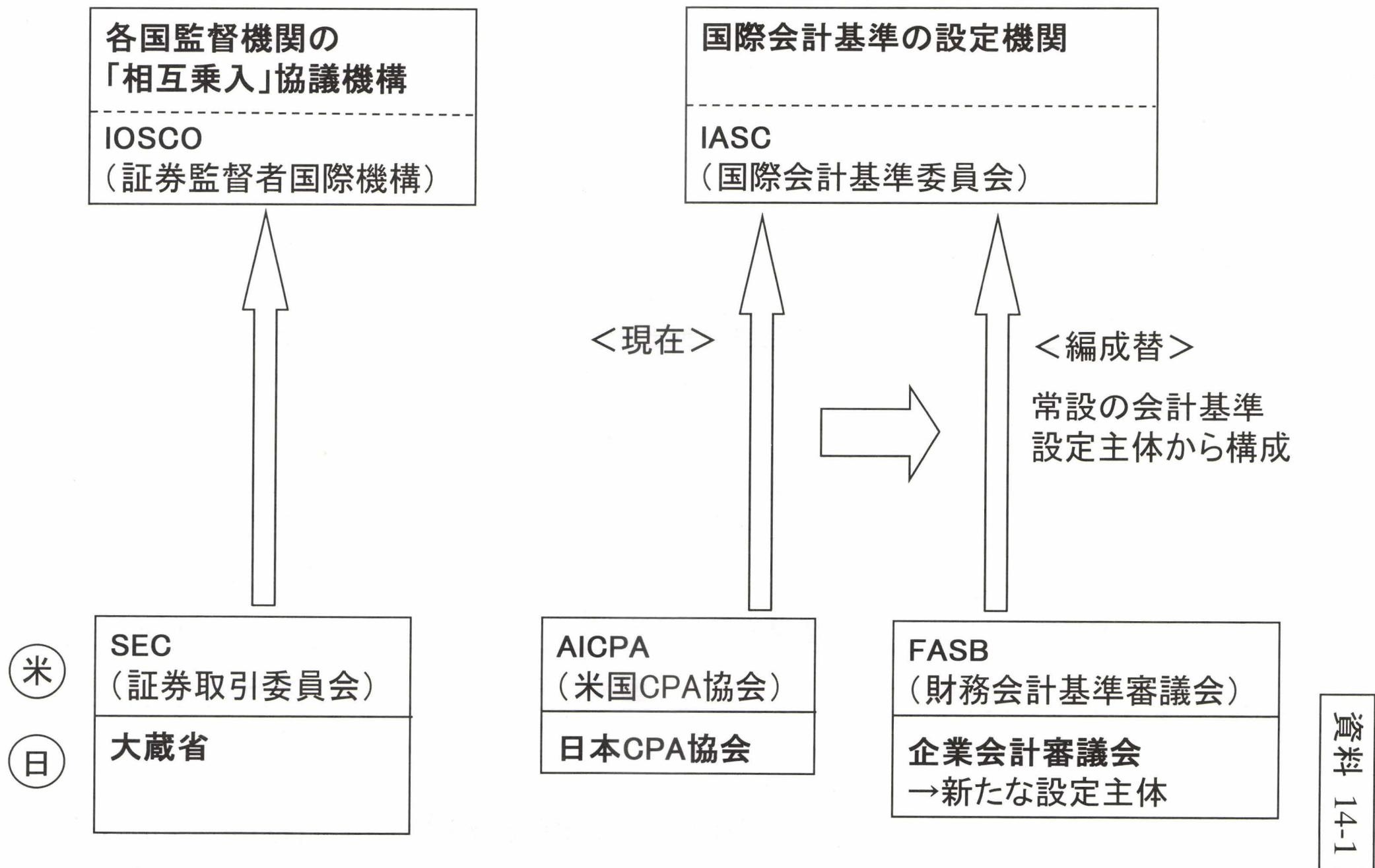
1)	業務執行機関と監査機関を分離し、それぞれ個別独立の機関として構成するシステム	ドイツの株式会社やフランスの二層構造の株式会社
2)	業務執行とその監査を1つの機関(取締役会 – board of directors) が担当するシステム	米国・英国の株式会社 フランスの単層構造会社
独特	現在の日本は取締役会と監査役会の双方が経営のチェックを担当	日本は独特の構造

	日本	米国	ドイツ	英国
監査役〔監査委員会の位置付け〕	監査役と取締役会がともに経営の監督を担当 監査役が取締役の職務執行の監査を担当	証券取引所の勧告によって、上場会社では、取締役会の委員会として監査委員会を設置、その監査委員会は取締役のうち実際に経営を担当する者から独立した者によって構成すべきと規定	監査役会は経営の監督を担当 業務の執行機関とは別個独立の機関 従業員2,000人以下の株式会社では監査役の3分の1を、2,000人超の株式会社では監査役の2分の1を、従業員代表として選任、その他は株主総会で選任	会社法付則により、取締役の決議で会社の業務執行取締役を選任、業務執行取締役の行為を監督するための監査委員会を設置 多くの大会社で監査委員会が設置

13-3.コーポレート・ガバナンス構造の国際比較

	日本	米国	ドイツ	英国
社内・社外 監査役	大会社においては監査役は3名以上でなければならず、そのうち1名以上は社外監査役と規定	NY証券取引所はすべての上場会社が社外取締役のみからなる監査委員会を設置すべきと規定	監査役は株主の代表および従業員の代表から構成	取締役との兼任が禁止される監査役または監査役会といった法的な制度は存在せず
取締役の 選任・任 免・監督	法律上は株主総会で取締役・監査役が選任、特別決議による任免権あるも、事実上代表取締役が掌握 代表取締役の任免権は法律上、取締役会が保有 取締役の任免権を代表取締役が握っている結果として有名無実化していると指摘	8割強の上場会社で指名委員会が設置 多くの会社では、CEOが推薦した候補者のリストを指名委員会が株主総会に提出することを承認 株主総会の単純多数決で選任、また過半数の賛成があれば、取締役を任期途中で解約可能	業務執行を担当する取締役は株主総会ではなく、監査役会で選任 取締役は、任期中の明白な義務違反や株主総会の不信任表明といった重要な理由がある場合に限り、監査役会によって解任可能	株主総会の単純多数決で選任 株主総会は普通決議で取締役を任期中であっても解任可能

14-1. IOSCO・IASCの構造



14-2-①. 主要国の会計基準設定主体の比較

	日本	米国	英国
会計基準 設定主体	企業会計審議会	財務会計基準審議会 (FASB)	会計基準審議会 (ASB)
位置付け	大蔵大臣の 諮問機関	財務会計財団 (FAF、非営利法人) の下部機構	会社法に基づく 基準設定団体
設立年	1952年	1973年	1990年
組織構成	会長1名、委員18名 で構成 全員非常勤	7名の常勤委員と約 40名の常勤スタッフ で構成	2名の常勤、8名の 非常勤の委員の他、 約15名の常勤スタッフ で構成

14-2-②. 主要国の会計基準設定主体の比較

	ドイツ	フランス
会計基準 設定主体	連邦司法省 —個別財務諸表 独会計基準委員会 (DRSC) —連結財務諸表	国際会計基準審議会 (CNC)
位置付け	DRSCは、商法に基づく基準 設定団体 (社団法人)	大蔵大臣の 諮問機関
設立年	1998年(DRSC)	1996年(改組)
組織構成	DRSCは、7名の非常勤委員 の他、若干名のスタッフ で構成	58名の委員で構成 内1名のみ常勤(議長)

14-3. IASC組織の編成替について

各国の「会計基準設定主体(常設)」の代表からなる組織へ

[新組織]

指名委員会(7人)

... SEC委員長他

評議員選任

... 選出中(日本が外れる
可能性)

評議会(19人)

理事選任

... 評議会による指名
(2000/後半)

理事会(14人)

実質的な会計基準設定機関

・経団連
(国際会計部会)
・CPA協会
・大蔵省、自民党

平成11年度 企業財務特別委員会活動状況

1999年

7月22日

7月幹事会

「平成11年度 企業財務特別委員会の活動方針について」

9月 9日

スタッフ会

「研究課題の絞り込みならびに運営方針の検討」

9月22日

委員会

「テーマならびに運営方針、スケジュールの検討」

スタッフ会

「分科会設置、スケジュールの検討」

10月 6日

スタッフ分科会討議

（第4分科会；〈テーマ；コーポレート・ガバナンス〉）

「重点取組項目、スケジュールの検討」

10月12日

スタッフ分科会討議

（第2分科会〈テーマ；連結納税〉）

「重点取組項目、スケジュールの検討」

10月13日

スタッフ分科会討議

（第3分科会〈テーマ；新経営指標〉）

「重点取組項目、スケジュールの検討」

10月18日

スタッフ分科会討議

（第1分科会〈テーマ；事業再編〉）

「重点取組項目、スケジュールの検討」

11月18日

講演会・委員会

「制度環境の変化と企業経営～組織再編成を中心に～」

講師 野村證券金融研究所経営調査部長 室井伸一氏

12月 8日

スタッフ分科会討議（第1・2合同分科会）

「事業再編・連結納税の重点取組項目の検討」

12月16日

委員会

「事業再編・連結納税に関する具体的骨子の検討」

12月27日

スタッフ分科会討議（第2分科会）

「連結納税に関する提言内容の検討」

2000年

- 1月21日 講演会・委員会・スタッフ会
「会計・監査制度の最近の動向について」
講師 日本公認会計士協会 副会長 奥山 章雄氏
中央監査法人 代表社員
- 2月9・10日 伊藤委員長、第38回関西財界セミナーの「企業革新」分科会に
於いて、当委員会活動を踏まえ意見発表
「21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンスにつ
いて」
- 2月21日 講演会・委員会・スタッフ会
「21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンス（案）
の検討」
講師 関西国際大学経営学部教授 小谷 融氏
- 3月 1日 伊藤委員長、IASCカールズバーグ事務総長と面談（於：ロンドン）
「IASC改組及び評議会への日本人派遣等について」
- 3月16日 スタッフ会
「21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンス（案）
の検討」
- 3月27日 講演会・委員会
「21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンス（案）
の検討」
講師 関西大学商学部教授 柴 健次氏
- | | |
|-------|---|
| 4月25日 | 常任幹事会・幹事会にて提言（案）「21世紀に向けての企業革新と
コーポレート・ガバナンスー変革のため、早期環境整備をー」を報
告、了承 |
|-------|---|
- | | |
|-------|--|
| 5月10日 | 提言「21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンス
ー変革のため、早期環境整備をー」を記者発表 |
|-------|--|

企業財務特別委員会名簿

(敬称略、順不同)

委員長	伊藤進一郎	住友電気工業	副社長
委員	岡本 好央	住友信託銀行	副社長
	加藤 幹雄	住友金属工業	副社長
	金谷 信	東洋紡績	専 務
	金田 嘉行	ソニー	関西代表・常勤顧問
	松田 基	松下電器産業	専 務
	岸 秀隆	監査法人トーマツ	代表社員・公認会計士
	柳館 純緒	伊藤忠商事	常 務
	後藤 洋治	関西電力	常 務
	上田 繁治	野村證券	常 務
	北井 啓之	ダイキン工業	常 務
	亀田 雅敏	住友生命保険	常任監査役
	福澤 進	西日本電信電話	取締役財務部長
	西村 信幸	日本総合研究所	調査部(大阪)マネジャー兼主席研究員
	福本 康蔵	三和銀行	事業調査部部長
	土屋隆一郎	西日本旅客鉄道	経営企画部部長
スタッフ	西村 義明	住友電気工業	経理部長
	稲山 秀彰	住友電気工業	経理部主幹
	北川 明	住友電気工業	経理部予算課主査
	佐々木基彦	住友信託銀行	本店支配人
	鈴木 信里	住友金属工業	財務部長
	森田 盛人	東洋紡績	管理部副部長
	西川 光生	ソニー	関西代表室秘書役
	山田 浩史	松下電器産業	経理部経理グループ副参事
	和田 頼知	監査法人トーマツ	社員(公認会計士)
	福田 康司	伊藤忠商事	関西業務室課長役
	吉田 護	関西電力	経理部長
	藤野 慎	野村證券	大阪事業開発部長
	北下 勝	ダイキン工業	経営企画室主事
	中谷 耕二	住友生命保険	財務部上席部長代理
	久野 博武	西日本電信電話	財務部会計部門長
	大林 正幸	日本総合研究所	研究事業本部主任研究員
	森内 真理	三和総合研究所	調査部研究員
	二階堂暢俊	西日本旅客鉄道	経営企画部課長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名 義昭	関西経済同友会	企画調査部副部長
	久世 玲	関西経済同友会	企画調査部

21世紀に向けての企業革新とコーポレート・ガバナンス
－変革のため、早期環境整備を－

平成12年5月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事
事務局長 萩 尾 千 里

大阪市北区中之島 6 - 2 - 27

電話 (06) 6441-1031

印刷所 東洋印刷製本株式会社

大阪市東住吉区桑津 5 丁目20番11号

インターネットアドレス番号 <http://kdoyukai.on.arena.ne.jp/>

